

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公表番号】特表2017-536801(P2017-536801A)

【公表日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-048

【出願番号】特願2017-512786(P2017-512786)

【国際特許分類】

C 1 2 Q	1/04	(2006.01)
G 0 1 N	33/483	(2006.01)
G 0 1 N	33/48	(2006.01)
C 1 2 M	1/34	(2006.01)
G 0 6 T	7/00	(2017.01)

【F I】

C 1 2 Q	1/04	
G 0 1 N	33/483	C
G 0 1 N	33/48	P
C 1 2 M	1/34	B
G 0 6 T	7/00	6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ミキシングされていない多重スライドと単一染色スライドのセットの少なくとも一つから個々のマーカー画像を読み取ることと、

前記個々のマーカー画像のうちの1つから組織領域マスクを計算することであって、前記組織マスクが組織含有領域を組織非含有領域から区別することと、

前記組織含有領域における腫瘍含有領域を同定することと、

前記腫瘍含有領域を測定し、各組織含有領域に対して測定サイズを生成することと、

測定されたサイズとラベルの少なくとも一つを、前記腫瘍含有領域の前記測定されたサイズに基づいて各腫瘍含有領域に関連付け、腫瘍領域特性データを生成することと、

腫瘍領域データをメモリに保存することと、

前記腫瘍領域特性データに基づいて各腫瘍含有領域の周りに拡張領域を生成して拡張腫瘍領域データを生成することと、

拡張腫瘍領域データをメモリに保存することと、

前記組織含有領域を前記個々のマーカー画像のうちの他のものにマッピングし、前記個々のマーカー画像のうちの他のもの内にマッピングされた組織領域を生成することと、

腫瘍領域特性データと前記拡張領域腫瘍データを、前記個々のマーカー画像のうちの他のものの内の前記マッピングされた組織領域と関連付けることと、

前記個々のマーカー画像の腫瘍含有領域と拡張腫瘍領域の各々においてFOVを自動的に同定することと、

個々のマーカー画像を選択することと、

選択された個々のマーカー画像から同定されたFOVを統合することと、

F O V 中の細胞を自動的に検出することと、
F O V 中の細胞を自動的にカウントすることと、
カウントされた細胞に基づいて予後スコアを生成すること
を含む、自動免疫スコア計算のための撮像システム。

【請求項 2】

前記腫瘍含有領域がラベリングされる場合、孤立性メラノーマ、微小転移、マクロ転移
、及び孤立性メラノーマ群である、請求項1に記載のシステム。

【請求項 3】

前記腫瘍含有領域測定値が 0 . 7 mm より大きい場合、前記腫瘍含有領域はマクロ転移
とラベリングされる、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項 4】

前記腫瘍含有領域測定値が 0 . 2 mm 以上 0 . 7 mm 以下である場合、前記腫瘍含有領域は微小転移とラベリングされる、請求項1から3の何れか一項に記載のシステム。

【請求項 5】

前記腫瘍含有領域が 0 . 2 mm 未満である場合、孤立性メラノーマとラベリングされる
、請求項1から4の何れか一項に記載のシステム。

【請求項 6】

前記腫瘍含有領域が互いに約 0 . 5 mm 以内の孤立性メラノーマを含む場合、前記腫瘍
含有領域は孤立性メラノーマ群とラベリングされる、請求項1から5の何れか一項に記載
のシステム。

【請求項 7】

前記腫瘍含有領域測定値が 0 . 2 mm 以上と 0 . 7 mm 以下のうちの少なくとも一つで
あり、腫瘍含有領域が微小転移とラベリングされる場合、約 0 . 2 mm の拡張境界領域が
腫瘍含有領域の周囲に生成される、請求項3から6の何れか一項に記載のシステム。

【請求項 8】

前記腫瘍含有領域測定値が 0 . 7 mm より大きい少なくとも一つであり、腫瘍含有領域
がマクロ転移とラベリングされる場合、約 0 . 2 ~ 0 . 3 mm の拡張境界領域が腫瘍含有
領域の周囲に生成される、請求項2から7の何れか一項に記載のシステム。

【請求項 9】

前記腫瘍含有領域が 0 . 2 mm 未満の少なくとも一つであり、孤立性メラノーマとラベ
リングされる場合、前記腫瘍含有領域の周囲に拡張境界領域が生成されない、請求項4か
ら8の何れか一項に記載のシステム。

【請求項 10】

前記腫瘍含有領域が互いに約 0 . 5 mm 以内の孤立性メラノーマの少なくとも一つを有
し、孤立性メラノーマの腫瘍群とラベリングされる場合、約 0 . 2 mm の拡張境界領域が
前記腫瘍含有領域の周囲に生成される、請求項6から9の何れか一項に記載のシステム。